

# 介護保険だより

平成28年7月号

群馬県国民健康保険団体連合会

インターネット請求を予定されている事業所の皆様へ

## 1 代理請求について

一つの事業者（法人）で複数のサービス事業所を運営している（複数の事業所番号をもっている）場合、代理請求の方式をとることができますので御検討ください。代理請求の対象となるのは以下の場合です。

### （1）同一事業者

- ア 一つの法人で複数の事業所番号をもつ場合
- イ 本店が支店の請求をまとめて行う場合
- ウ 一つの法人で介護保険事業所と障害者総合支援事業所をもつ場合

### （2）第三者

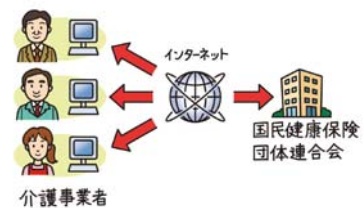
事業所から委託を受けた第三者

### （3）地方自治体

市区町村

代理請求を選択すると、代理人用の電子証明書が発行され（介護用 13,200 円、介護・障害共通用 13,900 円）、1 通の証明書で複数の事業所（100 事業所まで）の請求が可能です。

代理請求の場合、請求情報の送信及び審査関係帳票の受け取りは、すべて代理人が総括して行います。これまでの伝送請求とは異なる部分です。群馬県国保連合会のホームページに「代理人申請電子請求を始める前に」を掲載しておりますので、検討の際はこちらも御確認ください。



## 2 伝送ソフトについて

インターネット請求を行うためには、専用の伝送ソフトが必要です。現在お使いのソフトがインターネット請求に対応しているか、御確認ください。

なお、ソフトを新たに準備する場合は有償となります。詳しくはソフトの販売元へお尋ねください。

### 3 介護電子請求ヘルプデスクについて

インターネット請求に関する問い合わせ先については、「介護電子請求ヘルプデスク」が開設されていますので、導入方法や操作方法等、不明な点はこちらにお問い合わせください。

《介護電子請求ヘルプデスク》

電話：03-3985-3277

050-3388-7065

FAX：03-3985-6643

E-mail：[mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp](mailto:mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp)

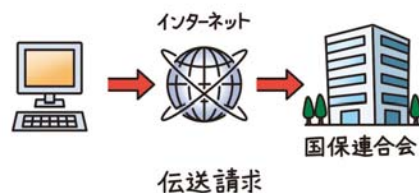
《受付時間》

(1) 請求期間（毎月1日～10日）

日曜・祝日は、受付は行われません。

平日 10:00～19:00 土曜日 10:00～17:00

(2) 請求期間以外（11日～月末） 土曜・日曜・祝日は、受付は行われません。



## 介護給付費等の電子請求化（伝送又は磁気媒体）のお願い

本会への介護給付費等又は総合事業費の請求方法は、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されていますが、同省令附則第2条の経過措置により、特例として紙による請求も認められています。

そのため、本会で受け付ける介護給付費等の請求のうち、毎月約4,000件が紙による請求となっています。

しかし、紙による請求は電子請求と比較して記入漏れ、計算ミス等による返戻が多く発生しております。

つきましては、現在、紙で請求されている事業所におかれましては、入力漏れや計算ミス等を防ぎ、事務負担を軽減させるメリットがある電子請求への移行に、御理解と御協力をお願いいたします。

また、平成30年度には、当該事業所に勤務する介護職員のいずれも65歳以上であること等のある一定の条件を満たしている事業所以外は原則電子請求が義務化されます。

なお、電子請求の情報は、厚生労働省で示すインタフェースに基づく情報（CSV情報）で提出する必要がありますので、当該情報を作成するためのソフトをご用意いただき請求していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)



※ 群馬県以外に所在の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いいたします。